

# 化学工学会 超臨界流体部会 化学工学会英文誌 JCEJ の論文掲載料支援規約

## (総則)

第1条 超臨界流体に関連する研究を広く情報発信することを目的として、化学工学会の英文誌である Journal of Chemical Engineering of Japan (JCEJ) の論文掲載料 (Article Processing Charge, APC) を超臨界流体部会の部会員に援助する。論文掲載料支援に関する細目は、この規約の定めるところによる。

## (支援内容)

第2条 支援対象の論文種類は、Research Papers 及び Journal Reviews とする。

- 2 1件あたりの支援額は5万円とする。
- 3 1年間の支援対象は4件以内とする。なお、支援希望が4件を超えた場合は、部会長及び副部会長により協議するものとする。

## (支援条件)

第3条 論文著者のうち1名以上は超臨界流体会員でなければならない。

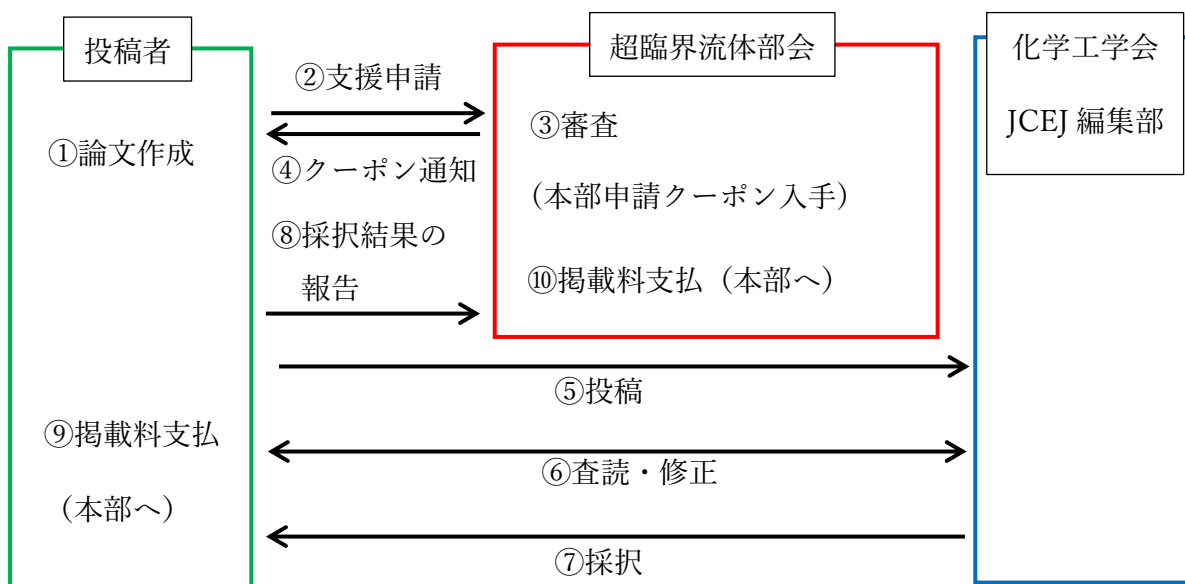
- 2 同じ研究グループに対する支援は1年間で1回とする。
- 3 本支援は先着順で申請を受理し、第2条で定める支援件数に達した時点で募集を停止する。

## (選考方法)

第4条 支援の選考は、部会長と副部会長で審議により承認の可否を決定する。

## (支援の手順)

第5条 支援は、下記の手順で行うものとする。



- (1) (上図の②) 投稿者は、投稿予定の論文のタイトル，全著者名，所属を超臨界流体部会事務局に連絡する。
- (2) (上図の④) 部会事務局からクーポンコードを受け取る。
- (3) (上図の⑤) 投稿時にクーポンコードを入力する。
- (4) (上図の⑧) 採択結果を超臨界流体部会事務局に報告する。
- (5) (上図の⑨) 化学工学会から請求された論文掲載料を学会に支払う。

(論文掲載後)

第6条 被支援者は、論文掲載後に以下を行うものとする。

- 2 論文掲載後は、速やかに Research Papers または Journal Reviews の情報である Title, Author details (著者名及び所属), Abstract を超臨界流体事務局に連絡するものとする。
- 3 超臨界流体部会事務局は、前2項の内容を超臨界流体部会のホームページ及びニュースレターを通じて部会員向けに発信し、当該分野に関連した幅広い情報の共有化を図るものとする。
- 4 支援対象論文の掲載後、被支援者は論文内容について化学工学会の研究発表会(年会・秋季大会)の部会関連セッションでの口頭発表または講演をおこなっていただくことを原則とする。

(その他)

第7条 本規約による支援判断が不可能な場合には、部会長および副部会長の判断によるものとする。

(規約の変更について)

第8条 この規約の変更は化学工学会 超臨界流体部会の役員会の承認を経て行う。

附則 令和5年11月9日制定から施行する。